様式３－①

一般貸切旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について ［令和5年3月分］

行政処分等の年月日	事業者の氏名又は名称	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者点数	営業所点数
20230315	いやさか自動車株式会社（法人番号6420001011782）代表者田村七郎	青森県上北郡六ヶ所村大字尾駮字家ノ前76番地4	本社第二営業所	青森県上北郡六ヶ所村大字平沼字二階坂100-2	文書警告（処分日車数20日車のため、一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準3.(6)による）	道路運送法第27条第3項	令和5年2月14日、監査方針を端緒として監査を実施した結果、1件の違反が認められた。(1)運転者に対する指導監督義務違反（旅客自動車運送事業運輸規則（以下「運輸規則」）第38条第1項）	0	0
20230317	有限会社大上観光ﾊﾞｽ（法人番号9370502000139）代表者小山嘉子	宮城県気仙沼市古町1丁目3番41号	本社営業所	宮城県気仙沼市古町1丁目305番地1号	輸送施設の使用停止（60日車）及び文書警告	道路運送法第9条の2第1項、道路運送法第27条第3項	令和4年11月24日、監査方針を端緒として監査を実施した結果、3件の違反が認められた。(1)運賃料金変更事前届出違反（道路運送法第9条の2第1項）、(2)運送引受書の記録義務違反（運輸規則第7条の2第1項）、(3)運転者に対する指導監督の記録義務違反（運輸規則第38条第1項）	6	6
20230317	有限会社ﾌﾞﾙｰﾍﾞﾘｰ観光ﾊﾞｽ（法人番号7370002020622）代表者佐藤肇	宮城県富谷市富谷新町57番地	本社営業所	宮城県富谷市富谷新町57番地	輸送施設の使用停止（60日車）及び文書警告	道路運送法第27条第3項	令和4年11月29日及び12月9日、監査方針を端緒として監査を実施した結果、6件の違反が認められた。(1)運転者に対する指導監督義務違反（運輸規則第38条第1項）、(2)運転者に対する指導監督の記録保存違反（運輸規則第38条第1項）、(3)高齢運転者に対する指導義務違反（運輸規則第38条第2項）、(4)高齢運転手に対する適性診断受診義務違反（運輸規則第38条第2項）、(5)整備管理者の研修受講義務違反（運輸規則第46条）、(6)運行管理者の一般講習受講義務違反（運輸規則第48条の4第1項）	6	6

※事業者点数は、行政処分等の年月日時点で事業者（東北運輸局管内のすべての営業所）に付されている点数の総和を表す。